

久御山町野菜のまち応援クーポン

事業概要書（募集要項）

1. 久御山町野菜のまち応援クーポンの発行冊数及び使用期限等

- (1) 発行冊数：15,500冊
- (2) 発行内容：1人につき1,500円分（500円券×3枚）のクーポン券を、住民基本台帳の各世帯に、世帯人数分を封入し、郵送で配布する。
- (3) 使用方法：1,000円(税込)のお買い物ごとに、500円券を1枚使用できる。
- (4) 使用可能期間：令和7年7月15日（火）から令和7年12月31日（水）まで
- (5) 使用可能店舗：久御山町内の、登録した取扱事業者に限る。
(店頭等にポスターを貼り表示)

2. 久御山町野菜のまち応援クーポンの使用対象とならないもの及び注意事項等

- (1) 久御山町野菜のまち応援クーポンの使用対象とならないもの
 - ① 不動産、金融商品、たばこの購入
 - ② 商品券や切手、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
 - ③ 健康保険による医療給付に係るもの
 - ④ 国税・地方税・使用料等の公租公課や、収納代行サービスを利用した各種料金の支払
 - ⑤ 取扱事業者が受け取ったクーポンの自己支払いへの充当
 - ⑥ その他、久御山町、取扱事業者が指定する物品・役務の購入
- ※ 本券は、使用対象を久御山産の米、野菜、果物等の食用作物（以下「くみやま野菜等」という。）やその加工物等に限定するものではなく、取扱事業者が取り扱う上記以外の商品全てで利用できるものです。
- (2) 注意事項
 - ① クーポンに記載の有効期間を超えてのご利用はできません。
 - ② クーポンの交換、売買、質入れ、チケット類販売業者への売却及びオークションへの出品はできません。
 - ③ クーポンと現金・他の金券類とのお引換えはできません。
 - ④ クーポンの盗難・紛失または滅失に対しては、久御山町はその責を負いません。
 - ⑤ クーポンは、「取扱店」でのみ利用可能です。
- (3) 取扱事業者の責務
 - ① 本事業のポスター等をクーポン使用者が認知しやすい場所に掲示すること。
 - ② くみやま野菜等そのものの販売や、くみやま野菜等を使った飲食物又は加工食品の提供を行う場合は、「久御山産」であることがクーポン利用者にわかるよう店頭でのポップ表示やメニュー等への記載を行うこと。
 - ③ クーポンの使用の対象外となる商品等を定める場合や、他の割引企画との併用を不可とする場合、独自のポイントサービスの加算対象外とする場合などは、あらかじめ陳列棚、チラシ等にその旨を明示し、クーポン使用者が認知できるようにすること。

3. 久御山町野菜のまち応援クーポン取扱事業者の登録

(1) 登録可能事業者 ((1)～(6)の全ての条件を満たす必要があります。)

(1) 久御山町内に店舗等があること。

(2) 以下のいずれかの販売等を行うこと。

① くみやま野菜等の販売

② くみやま野菜等を使った飲食物の提供

③ くみやま野菜等を使った加工食品の販売

④ 農作物を栽培するための苗や肥料等の販売

※ ①～③を行う場合は、「久御山産」であることがクーポン利用者にわかるよう店頭でのポップ表示やメニュー等への記載を行うこと。

(3) ドラッグストア（薬局を含む。）でないこと。

(4) スーパーマーケットでないこと。

(5) 大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000平方メートルを超える店舗（当該店舗内で店舗面積が1,000平方メートル以下のテナント、専門店等を除く。）でないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(2) 対象外事業者

① 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者

② 業務内容が公序良俗に反する営業を行う者

③ 久御山町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

④ その他町長が不適当と認める営業を行う者

(3) 事業者の登録申請

① **申込期間** 令和7年5月15日（木）から6月16日（月）まで

その後も随時募集し、取扱事業者は「久御山町ホームページ」に随時掲載します。なお、6月16日（月）までにお申し込みの事業者は、「久御山町野菜のまち応援クーポンご案内」（クーポンに同封）にも掲載します。

申込方法 登録申請書に記入のうえ、役場産業・環境政策課へ持参、郵送又はFAXにより申込（住所：久御山町島田ミスノ38番地 FAX:075-631-6149）

② 登録決定通知書及びポスター等の交付

登録した取扱事業者に6月下旬交付

③ 店頭掲示用ポスター等の店頭等表示

・取扱事業者は、ポスター等を外部から見やすい場所に貼付し表示

・表示期間は、令和7年12月31日（水）まで

4. 使用済み久御山町野菜のまち応援クーポンの換金（協力金申請）

(1) 換金（協力金申請）方法 ※事務手数料なし

① 取扱事業者は、受け取った「久御山町野菜のまち応援クーポン」の裏面に取扱事業所の名称を記入のうえ、「支給申請書兼請求書」に必要事項を記入・押印する。

② 「久御山町野菜のまち応援クーポン」「支給申請書兼請求書」を久御山町産業・環境政策課へ郵送又は持参する。

③ 「久御山町野菜のまち応援クーポン」の券面金額を、久御山町から取扱事業者の口座へ振り込む。（詳細は追って送付する換金手続きの書類をご参照ください。）

(2) 換金申出期間 令和7年8月1日（金）から令和8年1月30日（金）まで

※ 毎月月末締め翌月25日支払いを予定しています。